

## 和歌山県教育委員会定例会会議録

- 日 時 令和元年8月29日（木）13：30～
- 場 所 教育委員会室
- 出席者 宮 崎 教育長  
竹 山 委 員  
桑 原 委 員  
沼 井 委 員  
関 守 委 員  
森 田 委 員  
清 水 教育企画監  
原 見 教育総務局長  
松 本 生涯学習局長  
川 巖 学校教育局長  
橘 参事  
出津野 総務課長  
津 田 給与福利課長  
堂 本 生涯学習課長  
山 本 人権教育推進室長  
高 橋 スポーツ課長  
栗 生 文化遺産課長  
藤 田 県立学校教育課長  
上 村 特別支援教育室長  
村 崎 全国高総文祭推進室長  
鍋 田 義務教育課長  
青 石 児童生徒支援室長  
深 野 学校人事課長  
森 健康体育課長  
西 嶋 教育センター学びの丘所長  
田 中 総務課副課長  
岩 本 総務課副課長  
西 川 総務課副主査  
竹 田 総務課主事

## 1 開 会

○教育長 ただ今から、教育委員会8月定例会を開会する。

○教育長 本日の議題である議案第19号から22号及び24号については、公開することによって、教育行政の公正、また円滑な運営に著しい支障を及ぼす恐れがあるため、また、議案第23号は人事案件であるため、これらを非公開としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、議案第19号から24号については、非公開とする。ついでには、議事進行上、非公開案件の審議を「諸報」終了後としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

## 2 前回会議録の承認

令和元年7月26日(金)の定例会会議録について、承認した。

## 3 付議事項

### 議案第15号

和歌山県指定文化財の新規指定について

○教育長 「和歌山県指定文化財の新規指定」について説明願いたい。

○文化遺産課長 今回指定を行うのは、種別としては有形文化財の「古文書」である。名称は「柏原文書」(140点)で、所有者は橋本市柏原区である。今回の指定については、本年8月5日に開催された県文化財保護審議会において、指定の答申がなされた案件である。

柏原文書とは、橋本市柏原区において、鎌倉時代から近代に至るまで蓄積されてきた数千点に及ぶ古文書群である。今回指定するのは、この中で鎌倉時代の寛元2年(1244年)から安土桃山時代の慶長2年(1597年)にかけての年号のあるものを中心とした、中世文書計140点である。これらは現在、近代製の「黒箱」に納められている。

本文書は、中世より柏原村(現・柏原区)の村民によって営まれ、その精神的・宗教的な中心であった西光寺に関係する土地証文が多い。これらの証文は、多様な人々によって西光寺に田畠の寄進・売却がなされ、中世柏原村が独自の経済基盤として惣有田を形成していった経緯を示している。

こうした惣有田という経済基盤をもとに自律的・自治的に運営された惣村は、近畿では鎌倉時代後半から南北朝時代にかけて、全国的には室町時代までに形成が進んだ。柏原村は惣村形成の全国的にも早い時期の例として、また惣有地の在り方を具体的に示すものとして、荘園研究・惣村研究で広く取り上げられてきた。

このように本文書は、紀伊を代表する惣村である中世柏原村の経済基盤の確立とその変遷を示す点で学術上の価値が高く、和歌山県指定文化財〔有形文化財（古文書）〕に指定して保護を図るものである。審議をお願いしたい。

○**教育長** 当該文書について、研究解読後に県立博物館での公開等を検討しているか。

○**文化遺産課長** 県立博物館での公開等については未定である。

○**教育長** それではよろしいか。

（異議なしの声）

○**教育長** 議案第15号については、原案のとおり決定する。

### 議案第16号

令和2年度県立高等学校使用教科用図書採択について

○**教育長** 「令和2年度県立高等学校使用教科用図書採択」について説明願いたい。

○**県立学校教育課長** 令和2年度県立高等学校使用教科用図書採択に係る流れであるが、それぞれ高等学校において、文部科学省検定済みの教科用図書について、各教科の教員を中心に学校長とともに調査を行った後、各教科の推薦順位1位から3位までの教科用図書を県教育委員会県立学校教育課に申請がなされる。

申請された教科用図書については、県立学校教育課で各学校の教育課程に則ったものかどうか、また、内容の難易度、配列、分量等が各学校の実情に合致しているかどうかなど、指導主事を中心に審査を行った。当該審査をもとに、本年8月2日に教科用図書選定審査会を開催し、各学校から申請順位1位であがってきた教科用図書について、各指導主事から問題なしと審査報告を受けたものである。

高等学校については、令和4年度から新学習指導要領となる。令和4年度の1年生からの新学習指導要領に応じた教科用図書は、令和3年度に採択することとなる。そのため、今年度から来年度にかけては、現行の学習指導要領に基づいた教科用図書を採択することとなる。

今年度の審査内容では、各学校それぞれの教科用図書について、これまで使用したことがないものが今回採択とはなっていない。そのため、今まで通り採択した教科用図書で、内容についても特に問題がないということで、各学校から上がってきた申請順位1位のものについて、来年度も採択するものである。審議をお願いしたい。

○教育長 それではよろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第16号については、原案のとおり決定する。

### 議案第17号

令和2年度県立特別支援学校使用教科用図書の採択について

○教育長 「令和2年度県立特別支援学校使用教科用図書の採択」について説明願いたい。

○特別支援教育室長 県立特別支援学校においては、知的障害のある児童生徒と知的障害のない児童生徒とで教育課程が大きく二つに分かれる。知的障害のない児童生徒は、地域の小学校や中学校、また高等学校で使用している教科用図書に準じて授業を行う。

知的障害のない児童生徒は、今回採択する小学校用、中学校用及び特別支援学校用(小学部・中学部)教科用図書について、県内8つの採択区分に基づき、各特別支援学校の住所のある市町村が採択する教科用図書に従い、小学校、中学校の国語、算数、理科等の教科用図書を使用することになる。

特別支援学校(小学部・中学部)の視覚障害、聴覚障害及び知的障害のある児童生徒用については、他から選定し採択するものではなく、文部科学省作成の教科用図書を使用するものとなる。

知的障害のない高等部の生徒における教科用図書については、県立高等学校に準じて、各特別支援学校から県教育委員会特別支援教育室に使用する教科用図書の推薦があり、審査した教科用図書を採択案としている。

知的障害のある児童生徒の教科用図書については、学校教育法附則第9条第1項の規定により使用する教科用図書となっている。絵本や物語等の様々な書籍である一般図書について、同法附則第9条第1項に規定する教科用図書として使用することが認められている。これについては、各特別支援学校から使用する教科用図書の小学部、中学部及び高等部についてあげられており、適切と判断して採択案とするものである。審議をお願いしたい。

○教育長 それではよろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第17号については、原案のとおり決定する。

### 議案第18号

令和2年度県立中学校使用教科用図書採択について

○**教育長** 「令和2年度県立中学校使用教科用図書の採択」について説明願いたい。

○**義務教育課長** 令和2年度県立中学校使用教科用図書の採択について、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第3項では、中高一貫教育の学校においては、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書を採択するものとなっている。

本年度は、現行の学習指導要領に基づく中学校教科用図書の採択年度となるため、今回採択する教科用図書は、令和2年度の1年間のみの使用となる。

なお、道徳の教科書に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第14条「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」の規定により、平成31年度使用教科用図書として採択したものを、令和2年度使用県立中学校教科用図書として採択することになる。

県教育委員会として、各学校において中高一貫した特色のある教育ができるよう学校の教育方針に適した教科用図書の採択を行うことを前提に、和歌山県立中学校教科用図書選定委員会において候補を選定した。そのため、教育委員会においては、この候補を含めた全ての教科用図書の中から、採択をお願いするものである。

各学校において、特に教科用図書に個別の特色を求めない種目にあたっては、選定委員会での協議の上、適切な教科用図書を選定した。これらについても選定委員会での候補を含めた全ての教科用図書の中から、教育委員会での採択をお願いしたい。

○**教育長** 事務局から選定委員会の選定に基づいた選定理由が示されているが、教科用図書の選定に至った観点について事務局に説明を求める。

○**義務教育課長** 選定にあたっては、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領を踏まえ、その趣旨に則って行っている。また、各発行者から出されている教科用図書を十分調査し、その特色や内容をしっかり把握した上で、中高一貫校としての各学校の特色を反映できるよう配慮するとともに、高等学校との接続も意識したものとなるよう留意しながら選定を行っている。

今回は選定委員会での協議の結果、平成27年度に採択し、本年度まで使用している教科用図書を選定候補にすることとした。

○**教育長** 選定委員会では、選定候補の決定にあたり、どのような意見が出されたか。

○**義務教育課長** 現在使用している教科用図書に関して、「問題はないか。」「各校の特色は活かしているか。」との質問があった。

また、「教材研究等の成果を踏まえ、現在使用している教科用図書を引き続き使用するのが良い。」との意見が多数あった。さらに、「現在使用している教科書を継続して使用し、来年度は新学習指導要領の研究を充実させ、再来年度からの教育活動の充実を図ることができる。」との意見があった。

○**教育長** これより各学校ごとに教科用図書の採択を行う。各校の教科用図書であるが、選定委員会での候補を採択することとしてよろしいか。改めて各校ごとに教科用図書の確認をする。

（選定委員会での候補の一覧表を原案として配付）

○**教育長** 県立古佐田丘中学校について、これら教科書を採択することとしてよろしいか。

（異議なしの声）

○**教育長** 県立向陽中学校について、これら教科書を採択することとしてよろしいか。

（異議なしの声）

○**教育長** 県立桐蔭中学校について、これら教科書を採択することとしてよろしいか。

（異議なしの声）

○**教育長** 県立日高高等学校附属中学校について、これら教科書を採択することとしてよろしいか。

（異議なしの声）

○**教育長** 県立田辺中学校について、これら教科書を採択することとしてよろしいか。

（異議なしの声）

○**教育長** それでは、これらの教科用図書を採択することとする。また、道徳については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第14条「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」の規定により、平成31年度使用教科用図書として採択したものを、令和2年度使用県立中学校教科用図書として採択することとなっている。

○**教育長** 議案第18号については、原案のとおり決定する。

## 4 諸 報

「行事予定」について、事務局より説明。

### <主な日程>

9月24日（火） 文教委員会

9月30日（月） 教育委員会9月定例会

### <非公開議案>

※議会の議決を経るべき議案について

#### ※議案第19号

教育委員会所管 令和元年度一般会計9月補正予算について

総務課長から、「教育委員会所管 令和元年度一般会計9月補正予算」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

#### ※議案第20号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

給与福利課長から、「教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

#### ※議案第21号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

給与福利課長から、「市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

#### 議案第22号

第6期きのくに教育審議会委員の委嘱について

総務課長から、「第6期きのくに教育審議会委員の委嘱」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

#### 議案第23号

和歌山県教員の資質向上審議会委員の委嘱について

学校人事課長から、「和歌山県教員の資質向上審議会委員の委嘱」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

#### 議案第24号

令和2年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項について

県立学校教育課長から、「令和2年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

## 6 閉 会

○教育長 これで、予定されていた議事が全て終了したので8月定例会を閉会する。  
(14:30閉会)